

## 電子税務証憑 CFDI 制度の改正、適用義務開始日の延期

2017 年 TAX ALERT 3

### 電子税務証憑 CFDI の新制度の適用義務延期

去る 11 月 22 日国税庁（以下 SAT）は HP 上にて発表を行い、2017 年 7 月 1 日から既に任意適用開始していた、商品取引やサービス提供が行われた際に発行義務のある電子税務証憑（Comprobante Fiscal Digital por Internet 以下 CFDI）の新しい Version3.3 の適用義務開始日を 2017 年 12 月 1 日から 2018 年 1 月 1 日へと延期しました。これに伴い、2017 年 11 月 30 日までの従前の Version3.2 の適用猶予期間も同様に 2017 年 12 月 31 日までの延期となりました。従って 2018 年 1 月 1 日以降は Version3.3 が唯一適用可能となる CFDI 発行システムとなります。

これまでの CFDI は請求書件領収書の役割を果たしていましたが、分割払や掛払の際に請求と支払いのタイミングが異なる為キャッシュフローベースで申告する IVA（付加価値税）と連動しないという問題点がありました。これを解消するために、Version3.3 においては支払が行われた際に支払受領を確認する CFDI（Complemento para Recepción de Pagos）を発行する必要があります。こちらも 2017 年 12 月 1 日からの適用義務が延期され 2018 年 3 月 31 日までは任意適用、同年 4 月 1 日から義務化されます。

また、2018 年 1 月 1 日から適用開始とされていた、CFDI のキャンセルに関する規定（CFDI 受取人に対し SAT の税務メールボックスを通してキャンセル通知及び意思確認）は 2018 年 7 月 1 日から適用開始となります。

CFDI の Version3.3 では、取引対象となる商品やサービスの詳細を 52,000 以上の種目の中から 8 桁のコード（Clave）を特定・記載し、更にその商品やサービスの販売単位も 2,400 以上の種類からコードを特定・記載する必要があります。これは全く新しい要記載項目であるので、万一誤りや不一致があったとしても 2018 年の 6 月 30 日までは罰金を課さない猶予期間を設けました。

### SAT の税務管理の方向性

2016 年以降 CFDI に関する規定変更を促進している SAT ですが、その目的は税務管理の再設計にあり、処理の迅速化、自動化、透明化を推し進める意向としています。CFDI の最適化はその要となり、将来的には補助的な税務情報報告制度を排除又は簡素化する為に月次税務申告の際にその月の IVA、ISR（所得税）、IEPS（製品・サービス特別税）の金額が CFDI の発行を以て反映するように更新されています。また同様に、未収還付税の還付及び相殺手続の簡素化や短期化も目指しています。

以上、本件に関するご相談やご質問等ございましたらお気軽にお問合せください。

### 問い合わせ先：

日系企業グループ  
（メキシコシティ）  
比留川 茜  
E: [Akane.Hirukawa@mx.gt.com](mailto:Akane.Hirukawa@mx.gt.com)  
T: +52 (55) 54 24 65 00 ext.1225

（レオン）  
稲垣 達也  
E: [Tatsuya.Inagaki@mx.gt.com](mailto:Tatsuya.Inagaki@mx.gt.com)  
T: +52 (472) 500 0131

